

福祉厚生常任委員会記録【速報版】

○招集日時 令和7年12月10日（水）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	久保田真澄
	副 委 長	杉山尊宣
	委 員	古谷貴子
	〃	根岸裕美子
	〃	金澤克仁
	〃	山野井 隆
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員	総務部長	吉田文彦
	政策推進部長	齋藤嘉彦
	財政部長	田中英樹
	健康福祉部長	彦坂哲
	こども部長	助川直美
	建設部長	渡来真一
	教育部長	飯竹永昌
	健康福祉部次長	直井徹
	健康福祉部次長	関口勝己
	こども部次長	佐藤睦子
	建設部次長	蛇原一雄
	総務課長	土谷靖孝
	政策推進課長	高中誠
	財政課長	谷池公治
	納税課長	塚本豊康
	高齢福祉課長	井橋久美子
	健康づくり推進課長	海老原充
	保育課長	山田英紀
	生涯学習課長	秋山和也

○職務のため出席した者	スポーツ振興課長 政策推進課副参事 健康づくり推進課副参事 国保年金課副参事 保健センター副参事 保育課副参事 財政課長補佐 納税課長補佐 高齢福祉課長補佐 高齢福祉課長補佐 国保年金課長補佐 議会事務局長 議会事務局次長 議会事務局長補佐 議会事務局主事 請願提出者	稻村忠弘 篠原慎吾 櫻井裕久 吉住三世子 渡辺良江 飯塚千絵子 河原崎拓人 細井大悟 櫻井寛之 木村充之 竹内幸美 前野拓 蛇原康友 永井宏幸 大場真爽 齋藤隆
○その他の出席者		
○付託事件	議案第53号 取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について 議案第54号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について 議案第62号 指定管理者の指定について 議案第63号 指定管理者の指定について 議案第64号 指定管理者の指定について 議案第65号 指定管理者の指定について 議案第66号 指定管理者の指定について 議案第67号 指定管理者の指定について 議案第69号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号） （所管事項） 議案第70号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号） 議案第71号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）	

請願第14号 ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出
を求める請願

○調査事件 **その他**

○審査の経過

午前 時 分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数7名、定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから、福祉厚生常任委員会を開きます。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブックスに登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていますようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からぬから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第53号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案第53号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第53号について、提出者の説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第53号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。おはようございます。私のほうから1点なんんですけど、ほぼほぼ——私たち会派の加増議員が一般質問で取り上げて、大体、大つかみで理解できたので、賛成できるだろうというふうに、この事業に対しては受け止めています。

ただ1点、公立の一時預かりのところで、部屋も広いのでということで、それはベタだらうなというふうに私も受け止めているんです。ただ、なないろ・白山も、利用者というか——結構、利用度が高いのかなというに思っているんですけど、その辺、誰でも通園で申込みの数というか——の場合と、その辺の定員を超えてはならないと、基準でしっかり明記されているので、ここは定員を優先かなというには理解したんですが、それでよろしいのかどうか。その辺の入園状況というか、その辺とのバランスというか、どういうふうにされるのか伺います——これ1点。

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。お答えいたします。今回、我々が予定しているのは、一時保育の枠の中で、お子さん——今回の誰でも通園制度、お預かりするということで調整しております。そうなりますと、あくまでも一時保育の中でのお預かりなので、それを超える形でお預かりすることはございません。以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。

これで、議案第53号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第54号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第54号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第54号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第54号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 そもそもこの事業というか、この形で資格を取るというところでは、私は保育の質に問題が起きなければいいなというところで、ちょっと拙速ではないかということも含めて、反対の立場を取たい——取るしかないなど今、考えているんです。その点、担当課——所管としては、保育の質を下げることにならないか、この資格を取る中で。その辺、どんなふうにこの制度を受け入れたのか、県よりも早く条例提案されてるということで、ちょっとその1点、確認しておきたいなというふうに思ってるんですけど。

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。お答えさせていただきます。

今回、法改正に基づいて、地域限定保育士、この文言を条例の中に入れることを提案させてもらいました。現在、今、保育の現場でも、保育士、あと保育補助員、あと一部看護師資格をお持ちの方が保育に当たっていただいております。今回、そこに地域限定保育士が——実際、我々が事業主体ではなくて、これは地域限定保育士が茨城県のほうで事業を進めていく、これが実際に行われれば、我々はそれを受け入れて、現場でしっかりとお子さんをお預かりしていくことになるんですけども、そういった中で、この地域限定保育士を先々、茨城県で導入されまして、そこで受け入れていくときには、そういった今現在の、保育士・保育補助員・看護師——こういった体制の中に地域限定保育士が加わることによつたそういったところは、しっかりと現場で運用面とか保育の質の低下にならないように、そこはしっかりと運用していきたいと、我々は考えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 保育士の国家試験もありますもんね。その場合、一定の点数というか、落ちる場合もあるんですよ、国家試験って。その場合、今度の資格取得というところでは、そういった試験というか、その辺はあるんでしょうか、分かれば。まだ先のことで分からなければあれなんんですけど、どうですか、分かってます。

○久保田委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 保育課の飯塚です。御質疑に答弁させていただきます。

都道府県が地域限定保育士の制度を活用するためには、保育士の確保のための措置を講じてもなお、その区域内において保育士が不足するおそれが特に大きい場合、国に申請を行い、認定地方公共団体となる必要があります。認定を受けた都道府県は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験を行いますが、一定の要件を満たす講習を修了した者は、実技試験を免除することができるとされております。以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 54 号の質疑を打切ります。

次に、議案第 62 号から議案第 66 号までを一括議題といたします。

議案第 62 号から議案第 66 号までにつきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 62 号から議案第 66 号までについて、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 62 号から議案第 66 号までについては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 62 号から議案第 66 号までの質疑を打切ります。

ここで皆様に申し上げます。次に行う議案第 67 号の審査について、私は除斥に該当し、

議事に参加することができないため、杉山副委員長と議事進行を交代します。

〔久保田委員長から杉山副委員長に議事進行を交代〕

○杉山副委員長 それでは久保田委員長にかわりまして議事進行を務めさせていただきます。

次に議案第 67 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。委員会条例第 18 条の規定により、除斥の対象である久保田委員長の退出を求めます。

〔久保田委員長退室〕

○杉山副委員長 議案第 67 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 67 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山副委員長 賛成多数です。よって議案第 67 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 67 号の質疑を打切ります。

久保田委員長の除斥は解除されましたので、久保田委員長の入室を許します。

〔久保田委員長が入室し委員長席に着席〕

○杉山副委員長 久保田委員長と議事進行を交代いたします。

〔杉山副委員長から久保田委員長に議事進行を交代〕

○久保田委員長 杉山副委員長と議事進行を交代いたしました。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）所管事項を議題といたします。

本件につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって本件については、提出者の説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。

本件に対しては、質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）の所管事項についての質疑を打切ります。

次に、議案第 70 号及び議案第 71 号を一括議題といたします。

議案第 70 号及び議案第 71 号につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 70 号及び議案第 71 号について、提出者の説明を省略するこ

とに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって議案第 70 号及び議案第 71 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 おはようございます。根岸です。よろしくお願ひいたします。

まず、議案第 70 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてお伺いします。5 ページの後期高齢者医療事務に要する経費についてです。健康診査の受診者数及び人間ドックの受診者数が当初想定を上回る見込みのための増額とのことですけれどもそれぞれ何名分の追加になりますか。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。お答えいたします。

まず、健診のほうが 1,030 人分の追加となります。そして人間ドックのほうが 80 人分の追加となります。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。健康診査の受診者は 1,030 人増ということで、当初の予定からすると 17.13% 増のようです。人間ドックは 80 人増で、こちらは 5.84% 増ということです。当初想定を上回った要因と背景をどのように分析していらっしゃいますでしょうか。

○久保田委員長 竹内補佐。

○竹内国保年金課長補佐 国保年金課の竹内と申します。根岸委員の御質疑にお答えします。

取手市の健康診査と人間ドックを合わせた令和 6 年度の受診率は 36.72% で、茨城県第 3 位と、県内でも高い受診率となっています。過去の受診率と比較すると、年々上昇傾向にあります。取手市の高齢者の方々の健康意識の高さが高い受診率につながっていると考えております。そのほか、受診率が伸びている要因に、集団検診の事前予約が挙げられます。事前予約により、健診受診希望者が計画的に健診の受診日を確保でき、時間予約なので健診当日は受診までお待たせする時間が少なくなりました。スムーズに受診できる環境を整えることにより、毎年の継続的な検診受診につながっていると考えております。

また、もう一つ、後期高齢者の人間ドックの受診率も上げられます。取手市の後期高齢者のドック受診率は 6.47% で、茨城県内第 1 位です。人間ドック受診率の高さは、取手市の特色であるとも言えます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。人間ドックの受診率が県内 1 位ということで、多分それは人間ドックの補助が厚いからだと思うんですよね。それについては、ずっと問題提起をしてきているところなんですけれども。今後まだまだ、多分、人間ドック、後期高齢で伸びていくと思うんですけども、今後、そのままこれを維持し続ける予定かどうか、

その先の見込みというところをお伺いできますでしょうか。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 お答えいたします。確かにおっしゃるとおり、後期高齢者被保険者の数、増えていくと思います。ただ、今のところ、推計によりますと、令和12年——5年単位で見ると、令和12年くらいあたりがピークかな、取手市の75歳以上人口は、ということです。そこに向けて、ただ、この人間ドック、かなり多くの方に受けていただいてますし、やはり健康を考えていただくきっかけとなります。ぜひ、維持していくたいと思っております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。では、70号はこれで終わります。

次、議案第71号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、お伺いします。7ページ、居宅介護サービス給付費に要する経費、2億6,200万円増です。当初予算から比べますと7.75%増にあたりますが、増額の要因と背景をお伺いします。

○久保田委員長 櫻井補佐。

○櫻井高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の櫻井と申します。根岸委員の御質疑にお答えいたします。

居宅介護サービス費が伸びているという要因ということですが、要因として要介護認定者が増えております。特に75歳以上の後期高齢者が増えておりまして、介護サービスを必要とする方々が増えていると考えます。また、要介護認定には、要支援1・2と要介護1から5の、全部で7段階の介護度がありますが、その中で要介護1が占める割合は年々増えており、おおむね3割となっております。居宅介護サービス費は、在宅で介護を受ける方への給付費となりますけども、比較的介護度が低い、要介護1の利用者が多いことが、居宅介護サービス費が伸びている要因と考えます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 要介護1の方がボリューム——3割を占めていて、軽い方が居宅としてサービスを受けているのが、この要因だということなんですけれども。私のほうでも、令和5年と令和6年度の決算のデータを比較してみました。認定者数の全体は20.79%増なのに對しまして、要介護1の方は28.4%増となっています。ちなみに、要支援1の増加率は25.58%、要支援2の増加率は38.16%と、要支援1・2、要介護1が、全体の認定者のボリュームゾーンになっているということが分かります。現在、2027年介護保険制度改正に向けて審議が進められておりまして、直近の報道では、要介護1・2を介護給付から外す議論が進んでいるということです。もし、要介護1・2が介護給付から外れることが現実となった場合の、保険料の値上がりや各自治体の負担などを想定して、注視していかなければならぬということを理解しました。以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。

これで、議案第70号及び議案第71号の質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。古谷委員、根岸委員、遠山委員の3人から通告があります。

まず、古谷委員。

○古谷委員 おはようございます。私のほうからは、高齢者新型コロナウイルス感染予防接種の助成についてお伺いいたします。

まず一つ目ですが、新型コロナワクチン予防接種の一部が10月から助成が始まりました。以前のように重症化の——重症化される方は少なくなったように感じますが、まだまだコロナにかかったというお声を聞いております。そこで、できるだけ多くの方に接種をしていただきたいと思っておりますが、まだまだ状況的には厳しいかと思います。定期接種は10月から始まったばかりですので、数値的に出ているかどうかはちょっとあれなんですけれども、現在の——現在までのワクチン接種の数字状況をお知らせください。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センターの関口です。古谷委員の御質疑に御答弁させていただきます。

令和5年度から現在までの接種状況を申し上げます。令和5年度は、特例臨時接種という位置づけで全額公費で実施していましたので、接種率は56.9%でした。令和6年度は、定期接種B類に移行したこともあり、接種率は、15.3%と大きく減少しております。令和7年度は、10月開始から間もないで、対象者が3万6,512人のうち接種者777人で、現在のところ接種率は2.1%ですが、接種期間は令和8年3月末までになりますので、今後、徐々に伸びていくものと思われます。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。10月からの数も把握していただきありがとうございます。今現在、テレビなどでもCMがかなり放送されております。高齢者対象のワクチンなんですけれども、さらなるこの対象者への周知といいますか、お知らせ等は今後拡大というか、していく予定はございますでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。現在も市ホームページ、またはチラシ、個別通知、保健センターの年間カレンダー、広報等で周知のほうをしてございます。今後も引き続き、公式SNSを活用した、デジタル配信なども検討しながら市民の皆様に周知のほうはさせていただきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に助成額の増額についてです。実施期間中に1回のみ5,000円を助成されるというふうに伺っております。医療機関での自己負担はおおむね1万2,000円程度と、かなり高額になっております。特に65歳以上の方々は、帯状疱疹ワクチンとかインフルエンザワクチンとか、様々——なんかワクチン漬けのようになっているんですけども、その中でも、重症化しやすいコロナワクチンを接種したいんだけども、高額だということで、ためら

ったというお声も頂きました。この助成額を取手市独自として、増額するようなお考えはございますでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。新型コロナウイルス予防接種の助成額につきましては、令和6年度の2,000円から、令和7年度は3,000円増額し、5,000円としております。これは、国の公費負担が令和7年度に廃止されたことで、増額となる市民の自己負担を軽減するための措置として実施させていただいております。なお、公費負担を増額するに当たりましては、近隣市町村の助成額を参考にしつつ、取手市・守谷市・利根町の2市1町で構成する取手北相馬医療審議会【「取手北相馬医療審議会」を「取手・守谷・利根地域医療協議会」に発言訂正】及び取手医師会と、慎重な協議・調整を重ねた上で実施したものでございます。今後とも、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた、国・県の動向に注視しつつ、取手北相馬医療審議会【「取手北相馬医療審議会」を「取手・守谷・利根地域医療協議会」に発言訂正】及び取手医師会と連携を図りながら、適正な公費負担を確保しつつ、市民の安全な生活を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。以上です。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 私からは、市内介護サービス施設事業所の概況と、介護現場の現状について伺ってまいります。まず、本市の介護施設事業所数の推移について、お伺いします。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。市内の介護施設の現状と推移ということで、5つに分けさせていただいて、お答えさせていただきます。居宅介護支援事業所、在宅、通所、入所施設、その他——5つの現況と現状をお話をさせていただきます。居宅介護支援事業所——いわゆるケアマネジャーの所属する場所が33か所、在宅サービスの事業者数、訪問介護・訪問看護など一つの事業所が複数のサービスの提供を行っていますが、サービス提供事業所として77事業所、通所サービスの事業者数、通所介護や通所リハなど、サービス提供事業者数として、93事業所、入居施設数18施設、そのほか、在宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、ケアハウスなど、26施設となっております。以上の事業者数は——施設数は、ここ数年、大きな変動はありません。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 続きまして、主な介護施設の1施設当たりの定員や利用率をお伺いします。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。現在の状況を確認したところ、市内の特別養護老人ホームは7か所で、定員が50から110人、合計で554床で、現在ほぼ満床で稼働率も90%以上となっております。介護老人保健施設は市内に5施設あり、定員が合計で351床で、稼働率が90%を超えております。グループホームは市内に7施設、定員が

126床で、稼働率が94%。介護医療院は市内に1か所で、定員が27床で稼働率が90%を超えている状態です。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。利用率をお伺いすると90%以上ということで、ちょっとパンパンな感じなのかなという印象を受けたんですけども。担当課としては、状況としては、どういう捉え方なんでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 待機率を見させていただきますと、50前後というようなところが多く、待機者も県外・市外、あとはいろんなところを複数申込みしていただいている状況もありますので、状況に応じて、入所判定委員会などで、その現状に応じて入所をしている状況になるので、今のところ充足しているとは考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。今、お伺いしたことから、本市の介護サービスというのは、一定程度の水準にあると判断できると思います。しかし、私のところに伝わってくる市民の方からの声で、経済的な理由から思うように介護サービスを受けることができないという現実も伝わってまいります。

3番目の、介護離職やヤングケアラー等の状況の把握というのは、どういう感じでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。家族の介護離職の相談などは、年に数件入ってきている状況です。電話や地域包括支援センターに、家族からの、親の介護で働けないけど介護とか、これからのお金の心配っていうのをどうしたらいいのかというような状況の相談が入っています。その場合の仕事をやめ、介護をしなくてはならない理由というのは様々あると思われます。利用料の支払いが大変で、介護制度を利用できない。親を預ける施設が見つからない。本人が施設入所や拒否等様々でが要因があると思われるため、相談があった場合、本人家族の状況に寄り添い、地域包括支援センターや社会福祉課、社会福祉協議会などとも連携し、孤立しないような支援につなげています。

根岸委員。

○根岸委員 それほど問題視するほどは上がってきてている状況ではないという理解をいたしました。ただ、私のところにやっぱり来ていることをちょっと申し上げますと、例えばお連れ合いが認知症で施設に入れたいんだけども、介護度によってやっぱり入れられないし、しかもその入れるに当たってはやっぱり、月に20万ぐらいかかりますのでそのお金を捻出できないといところで何か補助がないのかとお伺いをされたりとか、あとは、もう要介護5の方をおうちで、やっぱり介護されているんだけどもやはりそこも経済的な理由から、なかなか施設に預けるということができなくてショートステイと老健を上手に使って今、何とかやっているというお話を伺っています。つい先日、12月1日に厚生労働省は介護保険サービスの2割負担対象者を大幅拡大する見直し案を発表しております。年収基準を現在の280万円から最大230万円まで引き上げることで最大35万人が新たに2

割負担の対象になる可能性があるということです。本市でも、多分、280万円が230万円になると、どのぐらいの方に影響があるのかというのは、今後見ていかなくちゃならないと思っているところです。ますます、介護離職だったりヤングケアラーというのが増えるようにならぬように、対策をしていく必要があると感じました。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず1点目、介護保険についてです。ケアマネ不足の上、利用者が探さなければならないということで、もう本当に「面食らっている」というのが実態のようです。そういう意味で、私たちのところに複数相談が寄せられているんですけれども、改めて手続の実態を、お伺いします。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。介護保険は、本人・家族等が申請に窓口に来られる場合が多く、その際に、介護保険制度の説明やサービス利用までの流れを説明し、何かお困りのことがあれば、担当の地域包括支援センターか高齢福祉課にて相談を受けられることを説明しています。申請をした御本人のその後の状況ですが、申請をされまして、御本人のところに調査員がお伺いし、主治医からの意見書を取り寄せ、審査会にかけ、認定がおります。その後、ケアマネジャーと契約をし、サービス利用となります。ケアマネジャーとは契約となるため、基本、利用者及び家族が選び契約をしますが、地域包括支援センターか高齢福祉課に相談をすることができます。また、何かあれば御相談をいただければと思います。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 それで、2点。次の、介護保険運営で要となっていると私も常々発言しているかと思うんですが、地域包括支援センターの役割ということで改めて伺いたいと思うんですよ。というのは、この手続の中で、包括行くんだけれども、御自分でお探しでいただくことになっておりますっていう説明受けて、えーと思って、施設、事業所なんかも相当数ありますもんね取手の場合は幸いにしてね。でも、ケアマネを選ばないと——付いてもらわないとサービスにつながらないということなので、ちょっとその点、実態というか、役割を改めて伺います。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。

地域包括支援センターを窓口に申請にこれない本人や家族からの相談に応じて訪問をし、代行申請及び認定調査の立会いなどを行っております。それで、先ほども申し上げましたが、ケアマネジャーは基本契約になりますので御家族が選んで契約をしていただくというような方法が基本になります。ただ、ケアマネジャーが空いていなかつたりとか、誰もやる——相談できる人がいない、選ぶ人がいないというような状況に応じて、地域包括支援センターはその家族の状態に応じてケアマネさんに仲介をしたりとか、空いているところを確認をしたりとか、そういうようなお手伝いを必要に応じて支援はさせていただいております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと、その割には、うちのほうに問合せっていうか相談が来るというのがちょっと何となく不可解というかね、実態どうなってるのかなというのが正直なところなので、改めてその辺は包括の中でも通していただきたい、確認をしていただきたいと思います。3点目の介護施設で働く職員の処遇改善の位置づけ検討をということで、また懲りなく処遇改善を求めさせていただいております。

今回、新年度予算に向けて、こういった検討していただきたいというのはもうまず当然なんですけども、今国会でも重点支援地方交付金が審議されています。

内閣府のほうから事務連絡として、市町村では可能な限り年内の予算化を求めていっていることで、私たちも通達というか内々で連絡を受けています。その辺、ぜひ検討をしていただければと思うんですが、その辺の考え方を伺います。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。介護報酬に関しては、国が定め、3年に1度の見直しが行われておりますが、来年、その見直しの年になります。国の動向を重視していきたいと今後も思います。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひ、積極的にお願いしたいと思います。

続いて、国民健康保険についてです。県や国保——県の国保室ということと連合会もありますけれども、保険料一元化についての計画、またその辺の状況、進捗状況を伺います。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。お答えいたします。茨城県内の保険料統一の計画ですけれども、具体的な統一時期については今のところ示されておりません。茨城県国民健康保険運営方針の中間見直しが、令和8年度——来年度に行われるため、その中で保険料統一の時期についても検討されるのではないかと考えております。我々としても、その動向を注視してまいりたいと思います。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 国のほうからも令和18年ということで、これまでシミュレーションをつくっていただきながら、勉強会も私たち委員会の中で行ってきたわけですけれども。それにしては、10年も先なんだから、あんまり心配しなくていいよと、私としては担当課を励ましてきてるつもりなんんですけど。ぜひ、そういう意味では、次の基金の取扱い——基金を利用者・加入者の皆さんに、ぜひ還元すべきだという立場で——ここから議長の姿が見えて、山野井委員もうなずいております。本当に共通認識を持っている議員の1人というふうに受け止めているんですけども。そういう意味では、ぜひ基金の活用、改めて伺います。

○久保田委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 国保年金課、吉住です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。令和4年度に、賦課方式が均等割と所得割の2方式に統一された際に、取手市では平等割分を上乗せした保険税率とするところを、従前の均等割及び所得割を据置きとし、減収する平等割分について、基金を取り崩し補填しておりますので、国民健康保険税の実

質的な引下げを行っていると考えております。さらに、国保基金を活用した還元策として、18歳以下の均等割額の100%減免措置、産前産後期間、保険税の減免期間を市独自で8か月間延長しており、子育て世帯の負担軽減及び次世代の育成支援に取り組んでいるところです。また、令和8年度から始まる子ども・子育て支援納付金につきましても、被保険者の負担増とならないよう、基金の活用を検討してまいります。新たな保健事業の取組として、令和8年度より人間ドックの低年齢化と胃がんリスク検診の導入を予定しています。人間ドックの低年齢化は、若年層の健康意識醸成を目的に、これまで満40歳以上を対象年齢としていたものを、年度末年齢18歳以上に引き下げます。胃がんリスク検診は、胃がんの原因菌として知られているピロリ菌の感染と、胃の炎症状況を血液検査で調べる検査です。対象年齢は、胃がん検診と合わせ、年度末年齢40歳以上とする予定です。この2つの保健事業を合わせて、約565万円を見込んでおります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 確かに、これまで議会も両方で審議しながら、本当に18歳以下の減免制度、100%・10割減免ということで、本当に実施していただいて、ほかの市町村——県内の市町村からも、取手、すごいというふうに言われているんです。でも、その後に何がつくかというと、取手は40億円も毎年あるんですね、当然といえば当然よねというのがついてくるんですよ。いまだ——いろんな事業をやってくれて、本当に……

[大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) その度、評価してきたんだけれども、ちょっと私としては、まだまだ納得いかないんですよ。先ほど次の3点目の、後期高齢者の医療保険料や窓口負担増が、今、本当に、「高齢者攻撃」と言ってもいいくらい、負担増が毎日のように報道されています。そういう意味で、国保基金の一部を一財に繰り出して——これは違法でないというのは確認しているわけですから、そういう意味では、例えば人間ドックの軽減というところで、今、補佐のほうから説明ありました——副参事だっけ、ごめん、説明ありましたけど、そういったことも後期高齢者も対象にできるように、一財に一旦、繰り出して、後期高齢者も人間ドック——こうやって人数増えてるわけですから、その辺どうでしょう……

[大場議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○遠山委員 (続) 活用できますか。

○久保田委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 お答えします。基金の一部を一般会計に繰り出すこと自体は、法的には可能であることはお伝えしておりますが、それを実際に行うことについては、基金設置の目的や本来の使途などを考えますと、幅広い議論が求められ、実際に行うということは大変難しいと考えており、行う・行わないも含めて、幅広い議論が求められていると考えております。国保基金は財政運営上、目的税で運営している、特別会計の中で積立てを行ってきた国保財政の健全な運営を目的とする基金であり、国民健康保険事業の中で活用していくことを前提として考えております。基金を活用して後期高齢者への支援をということは、難しいと考えております。

○久保田委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された議案第 67 号以外の、市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするとあります。

議案第 67 号以外で、委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 ないようですので、討論採決を行います。

次に当委員会に付託された議案第 67 号以外の、市長提出議案の討論採決を行います。議案第 67 号以外の市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 私のほうからは、議案第 53 号、賛成です。それで、次の——反対から言うのかな。では、順番にね。

次の議案第 54 号については反対をします。今日も質疑で確認しましたけれども、やっぱり保育の質を下げることにならないかという立場から反対です。いわゆることども誰でも通園制度を試行的に行って千葉市ですか目黒区のほうで、国に対し 9 月議会でそれぞれ意見書を出していました。それを確認しましたらば、子どもに適切な保育が提供されるよう保育士の資格要件や配置基準を含めた制度全体の基準を引き上げることということで、これ誰でも通園の意見書なんですけれども、現場サイドは、子どもたちを受け入れる際はこういうこと大事だよということをしているわけですよ。で、今回議案第 54 号で取上げられているのは、保育士不足というかね、実際学校を卒業して有資格者をたくさんいるはずなのに、仕事に就いてもらえないという、そういう意味では、その辺の処遇改善がむしろ優先されるべきであって、ちょっと試験——資格取得の在り方、これはちょっと問題ではないかなということで、反対をしておきます。

続いて議案第 62 号から 66 号まで、いわゆる社協にずっとね——貫して指定管理者として指定している、それぞれの福祉事務所——福祉施設です。で、改めて、私はこの機会にと思って社協に出向きました状況を確認させていただきまして、いろいろな——いい形で進められているということを確認したところです。改めて要望はないですかと言ったら、いや、今のところこのまま頑張っていきますということも受けましたんで、ぜひ、それに応えられるように、予算づけもしっかりしていただいた——いただくということでね。いろんな事業が追加追加されていますんで社協のほうにね、その辺をちょっと付け加えた上で、賛成をしておきます。

議案第 70 号、71 号も賛成の立場です。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 討論なしと認めます。これで、議案第 67 号以外の市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、議案第 67 号以外の市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第 53 号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 53 号は可決されました。

議案第 54 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 54 号は可決されました。

議案第 62 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 62 号は可決されました。

議案第 63 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 63 号は可決されました。

議案第 64 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 64 号は可決されました。

議案第 65 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 65 号は可決されました。

議案第 66 号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 66 号は可決されました。

議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）所管事項について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 69 号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

議案第 70 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 70 号は可決されました。

議案第 71 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 71 号は可決されました。

次に、議案第 67 号の委員間討議・討論・採決を行いますが、私は除斥に該当するため、杉山副委員長に議事進行を交代いたします。

〔久保田委員長から杉山副委員長に議事進行を交代〕

○杉山副委員長 ただいま、久保田委員長と議事進行を交代いたしました。委員会条例第18条の規定により、久保田委員長の退室を求めます。

〔久保田委員長退席〕

○杉山副委員長 当委員会に付託された議案第67号の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするとあります。議案第67号について、委員会での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された議案第67号の討論・採決を行います。

議案第67号について、討論がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長 討論なしと認めます。これで、議案第67号の討論を打ち切ります。

これより、議案第67号の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第67号、指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山副委員長 全員賛成です。よって、議案第67号は可決されました。

久保田委員長の除斥は解除されたので、久保田委員長の入室を許します。

〔久保田委員長が入室し委員長席に着席〕

○杉山副委員長 久保田委員長と議事進行を交代いたします。

〔杉山副委員長から久保田委員長に議事進行を交代〕

○久保田委員長 杉山副委員長と議事進行を交代いたしました。

これで、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センターの関口です。先ほど、古谷委員の御質疑に対する答弁で、取手北相馬医療審議会と説明させていただきましたが、正しくは、取手・守谷・利根地域医療協議会です。訂正をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

○久保田委員長 訂正を認めます。

これで、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

13時から、請願審査を行います。請願審査に關係のある執行部の皆さんには、時間までにお集まりください。

それでは、13時まで休憩します。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○久保田委員長 再開します。

これから、請願の審査に入ります。

それでは、請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願を議題といたします。本請願については、請願提出者から、議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回で、5分以内となります。残り1分で一度ベルを鳴らします。5分たちましたら、2度ベルを鳴らします。

それでは、小林さん、発言をお願いいたします。

○小林請願提出者 今日はよろしくお願いします。私は、鹿行地区家族会世話人代表の小林行広です。本日は、このような時間をいただきありがとうございます。まず、ひきこもりの理解の基本について、お話ししたいと思います。ひきこもりの方は、3つの壁、つらさがあるといわれています。1つは、社会からの壁です。学校や職場の人々から、傷つきの体験、つらさを得ている、抱えている。2つは、親からの家族からの壁です。社会に出られなくなり家にいる自分を、最も身近で重要な存在である親・家族から分かってもらえないというつらさです。どうしてみんなと同じことができないんだと、責められるつらさです。3つ目は、自分の中の壁です。みんなと同じようにできない自分のことが、自分で許せないというつらさ、自分を責め続けるつらさの壁です。最もつらいときに、支援や援助をしないで、静かにそのことを許し、そっと見守ってほしいというのが、ひきこもりの心情の本質・特徴です。病気や障がいの人たちは、最も困っているときにこそ、しっかり支援や治療してほしいというのが基本だと思います。そこが、ひきこもりと本当に違うんだということです。本人のニーズを見守り、タイミングを大事にします——してほしいというのです。そこが基本です。自律の尊重をしつつ、支援を目指しますという、厚労省の考え方とも一致している点です。そのことを前置きしまして、請願書の要旨を読みながら、現状の厚労省の施策と実態、それから現在の支援を願う思いを伝えていきたいと思います。請願書要旨。内閣府が23年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。また、K H J 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態のうち、40代と50代が全体の4割を占めている、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多い。ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子どもを支える、いわゆる「8050問題」をはじめ、大きな社会問題となっている。ひきこもり支援に關係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られているのが基本です。また、15年に施行された「生活困窮者自立支援法」は、対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることが基本です。それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じているのが現状です。また、国においては、厚労省中心にですが……

[大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○小林請願提出者 ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・

ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっているのが現状です。

2ページ目に、請願書の理由がありますが、厚労省のまとめによれば、それらの施策が24年度、110自治体のところで実施されている。全体の1,741自治体の2%や6%、9%など、なかなか厚労省の施策を実施するのが、10%前後という状況にしかなっていないという現状を皆さんにお伝えし、それらを土台法……

〔大場議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○小林請願提出者 (続) 根拠法として支えてくれる基本法の必要性を、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

○久保田委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は、挙手願います。

杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。本日はお越しいただきまして、ありがとうございます。私のほうから2点ほどお聞きしたいんですけども。なぜ新たに、ひきこもり支援基本法という形で必要なのかどうか、もう少し詳しくお伝えいただければと思います。

○小林請願提出者 議会事務局のほうに追加資料ということで3枚ほどお示しした中でも、厚労省のほうでは3ページ図入りのものなのですが、例えば令和5年度予算案17億円、令和4年度2次補正59億円など、その図入りのようにいろんな施策を提案しているのですが、実際の全国の1,741自治体の現場での受け止めと実施状況は、2%から10%前後にとどまっているということを考えると、予算も具体策も提示しているが、受け止めるというのが義務ではないといいますか、できたらやりましょうというような状況で受け止めがあるのでないか。したがって、法的な事務というか積極性を打ち出す体制が必要かなと考えているところです。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。詳しくありがとうございます。それでは、新たにこちら制定された場合、どのような効果を期待しているのかお聞かせください。

○小林請願提出者 今と同じ流れになるんですが、やはり厚労省のほうでは、もう具体策やアイデア、いっぱいあります。それから、県段階の精神保健福祉センターあるいは県段階でのひきこもり支援相談支援センターというのは、都道府県全部と政令都市二十何か所に全部設置されて、もう受入体制と実施体制はできてるんです。それを今度、具体的な身近な市町村でどう具体化するかというときに、具体策の提案はあるんだから、あとは予算と、それを進める自治体の人的な配置というか、そういうところに今、課題があるんじゃないでしょうか。そういうことを含めると、法的な後押しといいますか、根拠法・土台法ということで、ぜひ皆さんの御理解がいただけるといいかなという思いで、全国的に今、意見書請願を取り組んでいるところです。

○久保田委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。以上です。

○久保田委員長 そのほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。

これで、請願第14号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。

小林さん、傍聴席に御移動ください。

[小林請願提出者傍聴席に移動]

○久保田委員長 それでは、請願第14号について、執行部に確認したいことがある委員は挙手を願います。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。取手市でも、ひきこもり対策ということで、以前、議会のほうで福祉厚生常任委員会でテーマを持って、ひきこもり対策をということで取り組んで、今、一定の取組されているというふうに私も認識してます。その辺の状況を、ぜひこの機会に報告をお願いします。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 社会福祉課、根本でございます。遠山委員の御質疑にお答えいたします。

ひきこもりの事業としては、厚労省からの事業として、ひきこもり支援推進事業というものがあります。この中に3つほどの事業がございます。まず1つが、ひきこもり地域支援センター事業、2つ目が、ひきこもり支援ステーション事業、3つ目が、ひきこもりサポート事業ということになります。先ほど小林様もおっしゃっていたように、その事業の実施率というのは、極めて低いように理解しております。取手市としては、3つ目のひきこもりサポート事業として、その中で任意事業の相談支援、あともう一つ、連絡協議会ネットワークづくりということで、実施しているという状況であります。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 それが手始めの段階なのかなというふうに、改めて聞いて感じているんですけれども。利用者というか、利用状況とか体制とかも含めて説明願えますか。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。体制としては、取手市社会福祉協議会に委託している、くらしサポートセンターの中で相談を受け付けております。相談員は4名で相談支援に当たっており、地域包括支援センターや民生委員さん、地域若者サポートステーションなど、関係機関と連携を図りながら、ひきこもり支援に当たっているところです。今年度の支援件数を申し上げますと、9月末現在で、相談延べ件数が143件となっております。また、今年度の新規相談者数が9人ということになっております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 新規の方も相談に見えてるということは、結構、周知というのか、知る人ぞ知るで広がってきては——認知はされてきてるのかなという、そういうふうに受け止めています。くらしサポートセンターにも心の——心というところで、常に配置されてるし、そのNPOが対応されているのかなということで、私も一時、こういった形にサポートセンターということまではいかない段階で相談を受けたときが——事例があるもので、そ

いうつながりで、少し膨らんだというか充実させてきてるのかなという認識ではいるんですけど。そうすると、担当課としては改めて、ひきこもり支援基本法というものがあると、より、もっとさらに拡充しやすくなるという受け止めをしてるんですが、その辺もし何か意見あったらお聞かせいただきたいと思うんですが。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。おっしゃるとおり、法律のほうで定められていれば、もう少し——ほか自治体も含めてですけど、実施率が上がるのではないかなどは思います。以上です。

○久保田委員長 そのほか、ありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 先ほど今、支援センター——サポートのほうでは、相談に来た方の——具体的にはどういう相談をしてるんですか。例えば、ひきこもりの分類——いわゆるどういう原因で引きこもっているのかという原因調査だったりとか、そういったことも含まれるんでしょうか——といいますのも、引き籠もっている原因が、社会的な要因なのか疾患によるものなのか、コンシェルジュして、支援の方向を、その方に合った形で導いているのかどうかというのを知りたいと思ってます。もし例えれば、会社に行きたくないとか対人関係のものであれば、それはパワハラとか人権の問題になりますので、全く違う支援の方向になると思うんですが。その辺をもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。その原因というところまでは、相談の中で——やはり原因というところまで、聞き取りとかをしていく中で原因は分かると思うんですけれども、相談者の置かれている状況とか、ひきこもり年数によって、その支援方法は異なってくると思うんです。なので、よく聞かれるのが、本人の困り感がない場合には、その支援の難しさというのもあるようなので、その辺を相談者に寄り添って関係を構築しながら——良好な関係を構築しながら、支援を継続しているところです。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 執行部の皆さんにも、請願提出者が配られた資料って御覧になれます。令和4年度第2次補正と令和5年度の予算でこういうふうに出てますよというところなんですが。一つ伺いたいのは、ひきこもり対策って重要なところ、財政的な支援という部分でもあると思うんですけども、この予算では財政的な支援というのは全然含まれてないですよね。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。現在、取手市で行っている相談支援については、補助率2分の1で、国庫補助金の50万円を受けております。また、連絡協議会ネットワークづくりにおきましても、国庫補助金が25万円——今年度は25万円を受けて——受け予定です。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 その補助金というのは、引き籠もてる当事者の方々に対して活用するとい

うよりは、そういった相談をする体制の人物費とかそういうものに使われるという認識でよろしいですか。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 おっしゃるとおりです。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 そうすると、請願提出者の方もおっしゃってましたけど、ひきこもりの方に直接届くような財政的な支援というのは、なかなか法律の隙間になってしまって、届いてないんじゃないかという御指摘だったんですけども。その辺については、どのように捉えていますか。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 今の御質問というのは、直接、相談されてる方とか、ひきこもりの方に直接ということですか。

〔金澤委員頷く〕

○根本社会福祉課長 国庫補助金を受けることによって委託料の一部をいただけるということから、より相談内容というか相談体制が充実できるのかなとは思っておりますが。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 多分、ちょっと質疑の仕方が悪くて聞き取りづらいかもしれませんけれども。役所側が受け取れるお金の話を答弁されたと思うんですけども、ひきこもりをされてる当事者の方、生活支援とかそういった…。

○久保田委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 その制度の中で、直接その当人に支給するような制度というものは、今のところございません。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

これで、請願第14号の審査を打ち切ります。

当委員会に付託された請願の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議は必要ですか。——ないようですので、討論・採決を行います。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。

討論がある委員は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 賛成ですけど、いいですか。——賛成討論をしたいと思います。もう以前から、取手市議会としても、ひきこもり対策という——支援というか対策というところで取り上げてきた大事な事業でもあります。改めて、今回の請願を受けて、やっぱり具体的な支援策を求めていらっしゃるというところでは、本当にそこは理解できるということで、基本的にそういう意味では、基本法ができれば、より具体化していくだろうということで、そういった意味というか願意があっての、今回の請願というふうに受け止めています。以前からも、決算とか資料の中で、実態は——私たちも資料請求したりして、実態はつかん

できていると思うんですけども。やっぱり今、なおさらストレス社会といわれている今現代なんで、こういったことは、ますます必要になってくるだろうということで、私は賛成をしたいと思います。

○久保田委員長 そのほかありませんか。——討論なしと認めます。

これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は举手によって行います。

請願第14号、ひきこもり支援基本法の制定を求めるための意見書提出を求める請願に、賛成の委員の举手を求めます。

[賛成者举手]

○久保田委員長 全員賛成です。よって、請願第14号は採択することに決定しました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員の皆さんには残っていただき、意見書案の案文整理を行います。

休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○久保田委員長 再開いたします。

お諮りいたします。まず請願第14号について、サイドブックスに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 なお、提出先は委員長のほうで精査して、文書を作成させていただきます。

[「よろしくおねがいします」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

最後に、その他です。委員の皆様から何かございますか。

根岸委員。

○根岸委員 これまで福祉厚生委員会の中で、マル福の精神障がい2級の方への拡充というところで調査研究して、何とか検討をというところで、先日、久保田委員長のほうでも一般質問されたというところなんですけれども。なかなか、やはり進捗が見込めない状況で、ここに固執していても、ほかにも様々問題もあることですし、取りあえず継続——これに関してマル福の拡充というところには継続して取り組むんだけれども、ただ、ここだけに固執するんじゃなくて、もっと何かほかに支援策がないかどうかというところの調査研究を、私たちこのメンバーはこの議会で終わりになってしまいますので、次回の福祉厚生委員会にぜひ引き継いではいかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

○久保田委員長 ただいまの根岸委員からの提案について、ほかの委員からの御意見はありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 引き継ぐということでいいと思うんですけども、ただ次の構成員で決めることになると思うんで、あくまでも、こういうのやりましたよという引継ぎでいいと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 賛成……。分かりました。

なしと認めます。

確認のため休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○久保田委員長 再開します。

お詫びします。先ほど、委員の皆様からいただいた意見について、私と副委員長及び事務局で精査した上で、福祉厚生委員会の引継ぎ事項として、私から次の委員長に伝えたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。何か、あとほかにありませんか、委員の方からは。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで、福祉厚生常任委員会を散会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

福祉厚生常任委員会副委員長

○委員会記録の発言訂正箇所

ページ番号・行数	訂正前	訂正後
P10・13行目	取手北相馬医療審議会	取手・守谷・利根地域医療協議会
P10・16行目	取手北相馬医療審議会	取手・守谷・利根地域医療協議会